

## 柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業補助事業実施要領

### 1 目的

介護保険の居宅要支援被保険者等の多様な生活支援のニーズに対して、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を提供するとともに、地域の支え合いの体制づくりを推進する。

### 2 対象者

事業の対象者は、市内に住所を有する居宅要支援被保険者または基本チェックリストの基準に該当した第1号被保険者で、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントを受けた者を中心とする。ただし、共生型サービスを推進していく観点から、これ以外の者も対象者に加えることができる。

### 3 事業の種類、内容

事業の種類及び内容は、次に掲げるとおりとし、対象者の誰もが利用できる公的なサービスとして、広範囲に活動を行うこととする。

#### (1) 訪問型サービスB

有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による訪問型の支援であり、対象者の居宅において、住民主体の自主活動として行う買い物代行、調理、ゴミ出し、電球の交換、布団干し、階段の掃除等の多様な生活支援を提供する。

#### (2) 訪問型サービスD

介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援であり、通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援や、別主体が実施する場合の通所型サービス等における送迎を提供する。

#### (3) 通所型サービスB

有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による通所型の支援であり、居宅要支援被保険者等が定期的に利用できる住民主体の自主的な通いの場において、体操・運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり、定期的な交流会・サロン、会食等を提供する。

#### (4) 上記(1)~(3)の組み合わせ

### 4 人員・設備・運営基準

#### (1) 人員

サービス提供に必要な人員または住民ボランティア等を配置すること。

#### (2) 設備基準

事業の運営に必要な広さを有する区画において、サービス提供に必要な設備、備品等を準備すること。

#### (3) 運営基準

事業の実施にあたり、次に掲げる事項については必ず遵守すること。

ア 従事者の清潔の保持・健康状態の管理

イ 従事者または従事者であった者の秘密保持等

ウ 事故発生時の対応

エ 廃止・休止の届出と便宜の提供

## 5 利用料

営利を目的としない観点から、実施団体が適切な利用料金を設定し、徴収することができる。

## 6 実施報告

実施団体は、市の指定する期日までに月別事業実施報告書(別記)を市に提出することとする。

## 7 補助金に関する特記事項

### (1) 補助金の交付申請等

新潟県柏崎市補助金等交付規則及び新潟県柏崎市介護予防・日常生活支援総合事業補助金交付要綱に定めるところによる。

### (2) 交付申請書等に添付する書類

交付申請書その他の書類に添付する様式は、次に掲げるとおりとする。

ア 事業計画書(別紙1)

イ 収支予算書(別紙2)

ウ 事業実施状況書(別紙3)

エ 収支決算書(別紙4)

### (3) 補助金額の算出

事業の実施期間が1年に満たない場合は、実施期間に応じて上限金額を減ずることとする。

### (4) 補助対象団体の範囲

営利を目的とする民間企業等は対象から除く。ただし、民間企業等が所管する地区組織やボランティア団体等が実施主体となり、営利を目的としない活動を行う場合は対象とする。

### (5) 補助金の重複の禁止

実施団体は、当該事業において、他の補助金または助成金の交付を受けてはならない。

### (6) 監査

市は、補助金が目的に沿って適正かつ有効に執行されているか監査及び指導を行うことができ、必要があると認める場合には、事業に関する書類の提出又は報告を求めることができるものとする。

## 8 補則

この要領に定めのない事項については、その都度市と実施主体が協議の上、決定するものとする。